マイナンバー制度

マイナンバー制度出前講座を実施しています

教育委員会生涯学習課で実施している「ふれあいトーク宅配講座」では、「マイナンバー制度について」をテーマとした出前講座を行っています。

町民の皆さんにマイナンバーに関する理解を深めていただくため、担当職員が地域へ出向いて制度の概要について説明しますので、お気軽にご利用ください。

なお、申込みは教育委員会生涯学習課（内線3713・3714）までお願いします。

問合せ／総合政策課地域政策担当（内線2217）

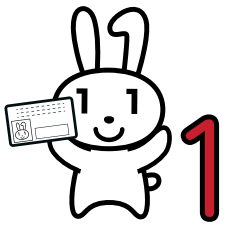

税務課から

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどには、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

確定申告期間に限り、役場または支所でも申告書作成の相談を受け付けますが、その際にも、次のとおり書類が必要になります。

申告会場は混雑する場合がありますので、あらかじめマイナンバーカード、通知カード、身分確認書などの写しをご用意ください。

また、源泉徴収票、控除証明書などの申告に必要な書類もお忘れなくご用意ください。

本人が申告書を提出する場合 （マイナンバーカードをお持ちの方）	• マイナンバーカード ※マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。
本人が申告書を提出する場合 （マイナンバーカードをお持ちでない方）	• 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれかひとつ • 身分証明書
代理人が申告書を提出する場合	• 申告者のマイナンバーカードまたは通知カード • 委任状　※役場または支所に備え付けてあります。 • 代理人の身分証明書

問合せ／課税担当（内線1111・1112）

防災交通課から

飲酒運転撲滅!

12月は、何かとお酒を飲む機会が多くなる時期です。そのため、車を使用して移動した際は、お酒を勧められても絶対に断りましょう。または、ハンドルキーパーを決め、送迎をお願いすることも大切です。

飲酒運転は運転者にも周囲の人にも厳しい罰則が設けられています。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を合言葉に飲酒運転撲滅を目指しましょう。

飲酒運転の罰則例

■酒酔い運転
5年以下の懲役、または
100万円以下の罰金

■酒気帯び運転
3年以下の懲役、または
50万円以下の罰金

車両提供者は運転者と同じ処罰になります

衝突事故が多発しています

中標津警察署管内で、一時不停止による交通事故が多発しています。町内においても一時停止を無視した普通乗用車と大型車が衝突し、普通乗用車の運転者が重傷を負うという事故が発生しています。

交差点での一時不停止は、死亡事故に直結する可能性が極めて高いことから、一人ひとりが交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

総合政策課から

「北方領土返還要求緊急啓発」を実施しています

日露首脳会談が12月15日㈭に開催されることが決まり、安倍首相が所信表明演説で北方領土問題の解決に向けて強い決意を示したことから、北方領土返還への期待が高まっています。この好機に、元島民をはじめ町民の北方領土返還要求の声を発信するため、「北方領土返還要求緊急啓発」を12月15日㈭まで実施しています。

役場、各支所では北方領土コーナーを設置していますので、署名へのご協力をよろしくお願いします。

問合せ／地域政策担当（内線2217）
千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部　TEL 0153-75-2148

宝くじの助成金で自治会の備品を整備しました

春別町内会では、下記の助成事業により除雪機、倉庫、テント、暖房機などコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

今回の整備によって、町内会活動の一層の発展に寄与することが期待されます。

一般財団法人 自治総合センター コミュニティ助成事業

この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2216）

財政課から

平成29･30年度

別海町競争入札参加資格審査申請の受付（予定期間）について

本町と工事の請負、売買、業務委託等の契約（受注）をする事業者は、契約書作成の有無に係わらず競争入札参加資格審査申請を行い、資格者台帳への登録がされていなければなりません。

登録期間は２年度ごととなっており、平成29･30年度の資格登録の申請受付を次のとおり実施する予定です。

■受付予定期間　平成29年１月10日㈫から平成29年２月３日㈮まで

詳細については、町ホームページおよび広報別海１月号に掲載します。

なお、期間外での資格審査申請の受付はしませんので、この期間に忘れずに申請してください。

問合せ／契約管財担当（内線2314･2316）

消防署から

歳末特別警戒

別海消防団（署）では、下記日程で歳末特別警戒を実施します。

あわただしい年の瀬、火に対する注意がおろそかになりがちですので、火の元点検を心掛け、明るい新年を迎えましょう。

歳末特別警戒

■**期間**　12月24日㈯から30日㈮までの７日間
■**時間**　午後６時から午後10時の間
■**内容**　消防団員（消防車）による防火パトロール

防火のポイント

■ストーブの上や近くに洗濯物を干すのは絶対にやめましょう。
■石炭、まきストーブの燃えかすや灰の処理を確実に行いましょう。
■ガスコンロの消し忘れに注意しましょう。
■投光器を家畜の暖房に使用することはやめましょう。

問合せ／別海消防署予防課　TEL75-2200

地域包括支援センターから

いきいき元気あっぷ健康体操教室日程

9:45～受付　10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
12月	8 日㈭	13日㈫	20日㈫
1月	12日㈭	17日㈫	24日㈫

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加対象者
①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方（64歳以下でも可）。
③介護認定を受けていない方。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です
■申込み・問合せ／TEL 79-5500（直通）　役場１階福祉部内

町民課から

し尿のくみ取りのお知らせ

1月のくみ取り地区は、**別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹**となります。1月にくみ取りが必要な方は**12月20日まで**にお申込みください。

また、すぐにくんで欲しいなどの急な申込みは、先に申込みをしている方に大変迷惑をかけることになります。槽が一杯にならなくても、くみ取りは行えますので早めの申込みをお願いします。

ご協力をお願いします

冬期間はくみ取り口付近に雪が積もり、くみ取りが行えない場合があります。雪が降った際は、くみ取り口付近も除雪をしていただくなどご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1211・1213）

町民課から

ごみ出しルールの徹底をお願いします

今年の夏以降、燃えないごみ等の中に在宅医療用の注射針や動物医療用の注射針が混入しているケースが増えています。

ごみ処理場へ搬入されたごみは、職員が手作業で選別等をしています。そのため、注射針が混入していると作業中に職員がケガをしてしまう恐れがあります。

在宅医療用の注射針は医療機関へ、動物医療用の注射針は産業廃棄物処理業者へ相談していただき、適正に廃棄するようご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

野良猫やキツネにエサを与えないでください

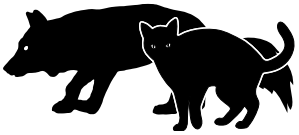

飼い主のいない猫やキツネにエサを与えないでください。猫は１年間に複数回、多数出産する能力があります。

不必要に繁殖が進むことで生活環境に影響が出るとともに、野良猫などキツネ以外の動物にもエキノコックスが媒介する恐れがあります。

猫を飼っている方は、屋内で飼養するか、不妊または去勢手術を実施願います。

問合せ／町民生活担当　（内線1211）

福祉課から

平成29年度 町立認定こども園（保育所型）・へき地保育園入園児募集

町立認定こども園（保育所型）、へき地保育園では平成29年４月から入園希望者の受付をします。入園を希望される方は期間内に申込み手続きを行ってください。

なお、中春別へき地保育園は、平成29年度から認定こども園へ移行する予定です。

■募集園・入園対象児童など

【認定こども園】

園　名	定員	入園対象児童	提出書類	連絡先
別海保育園	85	平成29年４月２日現在で生後６ヶ月以上から就学前の児童。	• 支給認定申請書兼入園申込書 • 保育を必要とする事由を証明する書類(児童の両親と18歳以上65歳未満の同居者全員分) ※保育認定希望者のみ • その他、必要に応じ町長が定める証明書（該当者のみ）	75-2726
上西春別保育園	60			77-2040
中春別へき地保育園（平成29年度移行予定）	60	平成29年４月２日現在で満３歳以上から就学前の児童。ただし、４月から11月までに３歳になる児童は、誕生月の翌月から入園可。		76-2030

※保育認定の申請には「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

【へき地保育園】

園　名	定員	入園対象児童	提出書類	連絡先
上春別へき地保育園	60	平成29年４月２日現在で満３歳以上から就学前の児童。ただし、４月から11月までに３歳になる児童は、誕生月の翌月から入園可。	• 支給認定申請書兼入園申込書	75-6328
西春別へき地保育園	60			77-2344
上風連へき地保育園	50			75-7328
本別海へき地保育園	30			75-8120
豊原へき地保育園	30			76-2126

※各園の運営内容、入園基準等詳細は町ホームページをご覧いただくか、下記へお問合せください。

■受付期間　12月５㈪から12月26日㈪まで

※受付時間　午前８時45分から午後５時30分　※土、日、祝日を除く

■申込書類交付場所及び提出場所　福祉課こども･子育て担当または各保育園

問合せ／こども･子育て担当（内線1331・1313・1314）、各保育園